

XV. 自己点検・評価

1. 大学・学部自己点検・評価

大学全体

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学では、「東北学院大学点検・評価に関する規程」に基づいて設置された「東北学院大学点検・評価委員会」が、本学における教育・研究の質の向上を図るために、3年ごとに自己点検・評価を実施し、点検・評価報告書を作成している。各学部、各学科もその点検項目について評価を実施し、点検・評価報告書の作成にかかわっている。また、点検・評価委員会には専門委員会である「学生による授業評価」実施委員会、教育・研究業績編集委員会、FD推進委員会が設けられている。「学生による授業評価」実施委員会により学期終了時に「学生による授業評価」が行われ、教養学部と工学部では年度ごとに「学生による授業評価報告書」が作成され公表されている。教育・研究業績編集委員会による「東北学院大学教育・研究業績」が3年に一度作成され公表されている。FD推進委員会により毎年FD講演会やFD研修会が企画・運営され、その概要や他大学のFD活動についての情報が「FD news」として出版され、全教職員に配布され、公開されている。また、工学部環境建設工学科では独自に自己点検・評価を恒常的に行うための新たなシステムを立ち上げ、日本技術者教育認定機構（JABEE）の受審、さらにはその更新への活用を図っている。

授業を受ける側からの情報として重要だとされている「学生による授業評価」の結果を分析してみると、教員が授業に工夫をしても、毎回ほとんど同じ結果となっている場合もあり、回答する側が授業の本質的な要素が何であるかを十分に熟知しているとはいえない面もある。また、学生は無記名で回答することから、少数ではあるが極めて不穏当な表現をする者がおり、無記名回答には再考の余地がある。

教員の自己研鑽を促すものと期待されている「教育・研究業績集」の公表は、従来から熱心に取り組んできた教員を大きく変えることはないが、必ずしもそうではなかった教員の多くに、教育研究活動を促すという効果も見られる。しかしながら、変化が見られるのは、もともと教育研究活動に熱心だった者が刺激を受ける場合であって、評価されることにより教育研究活動への取り組みが期待されていた、もともと熱意の程度が高くない教員は無関心なままである、という問題は残されたままである。したがって、教育研究業績の公表はごく少数の教員の研究・教育の活性化にはほとんど寄与していないが、大部分の教員にとっては適切な効果が得られていると考えられる。なお、JABEE受審を契機に整備がさらに進展した工学部環境建設工学科の自己点検・評価を恒常的に行う独自のシステムは有効であることが報告されている。

「学生による授業評価」及び「教育・研究業績」の公表は、全般的には効果を上げていると考えられる。しかしながら、改善の対象であったはずのごく少数の教員の研究・教育の活性化にはほとんど寄与していないという問題もあるため、現在行っている点検・評価の方法が真に有効であるのかを再検討するとともに、より妥当性を持つ方法が発見された場合には、それによる評価結果を有効に生かす仕組みを作る必要があると考えられる。

ただし、点検・評価結果は、優れた業績を上げている者に報いるだけではなく、大学における教育・研究の質の最低ラインを、許容範囲にまで引き上げることをも主要目的としている。この意味では、個々の教員のインセンティブを高めるいわば「競争的」方策と、FDの本来の意味である、ファカルティー（＝教授団）としての能力を高める「協同的」方策のどちらを重視するかは、判断が分かれるであろう。これまでに蓄積された社会科学的知見によれば、ファカルティーとしての能力向上は、個々の教員のインセンティブの引き上げとは必ずしも一致しないからである。

イ 自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

本学においては、「学生による授業評価」のほかに、自己点検・評価プロセスに学生の意見を反映させるいくつかの仕組みがある。第一に、最も直接的に学生の意見を聴取できる機会として、毎年開催される大学側と学生会との「合同協議会」がある。大学側は、学長、副学長、学部長、各事務部長、次長、課長が参加する。学生会側は、委員長以下役職者が参加する。あらかじめ一般学生から収集した意見を学生会でまとめて大学側に質問をし、それに対して大学側の責任者が回答するという形式で、大学の教育の内容・方法について学生の代表の意見を取り入れている。第二に、全学的に実施している「東北学院大学の改革に関する意見箱」や工学部が独自に実施している「声の玉手箱」への教職員・学生からの投書があげられる。意見箱に投函された意見は、学長が直接開封し、副学長、総務部長と相談して適切な回答作成担当者を決め、回答する。投書内容及びその回答内容については学部長の意見を聞いた上で部長会に諮ってから公表している。工学部が独自に実施している投書は工学部長が回答している。なお、工学部環境建設工学科ではJABEE受審に伴って、学生の意見を把握するための点検システムとしてJABEEアンケートを実施している。

大学として卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を直接的に反映させる恒常的システムは、現在のところ存在していない。しかし、本学は北米を含めて全国に82の同窓会支部と113のTG会（職域を中心とする同窓会）を持ち活発に活動していることから、同窓会本部総会や支部総会、TG会における同窓生との懇談などを通して、大学、学部、学科に対する要望や在学生の教育についての有意義な意見を、卒業生から得ている。

このような直接的・明示的な意見聴取の機会のほかにも、教員は積極的に学会活動や学外審議会・研究会などの社会的活動を行っており、それらの機会を利用して得られた意見等を、授業内容の選択やカリキュラムの改善に生かしている。

学生による評価プロセスは前述のとおり、有効とはいえない面もあるが、それなりに機能している。卒業生や雇用主などの学外者を含む評価システムは、工学部環境建設工学

科では JABEE 受審を機に構築されているが、大学全体としては導入されていない。卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる恒常的仕組みを自己点検・評価プロセスに導入することについて検討はしているが、理科系学部の場合と文科系学部の場合では、導入の難しさや導入した場合の有効性が大きく異なるため、現在の段階では大学全体での合意に至っていない。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を改善・改革に連結させるための仕組みは、全学レベル、各学部・研究科のレベル、及び全学と各部局を有機的に連携させるレベル、に分けられる。

全学的レベルの評価で指摘された問題点に関しては、点検・評価委員会で確認され、学部長会、部長会等において、各学部・研究科、担当委員会の委員長、事務部局の責任者などに対して、改善の努力及び改善結果の報告が求められる。問題点及び改善策に関する認識は、全学レベルに責任を持つ主体、各部局の責任者、及び各部局の構成員の間で異なっている可能性があるから、全学レベルで指示された改善策の有効性が、実際には、直ちに各部局で受容されるとは限らないため、調整を行う必要がある。また、本学を含む大規模大学においては、問題を含む制度等の運営が、複数の部局によって担われていることも多いから、この点から見ても、レベル間の調整が不可欠である。

例えば、学部の教育課程の編成権限は、基本的には各学部にあるが、各学部は、卒業所要単位数の設定や非専門教育科目の編成と運用については、全学的合意事項で定められる一定の枠に拘束され、その枠は、学務部長が主催する教務委員会（学部学科間の調整を要する事項は、学務担当副学長、学科長を加えた「拡大教務委員会」）が運用しているため、各学部・学科の教育課程の改訂、及びそれを規程に表現するための学則改正には、教務委員会（拡大教務委員会）の承認が必要とされている。すなわち、学部の専権事項にも見える教育課程の編成についてさえも、複数の組織の間での調整が必要とされる。

本学においては、調整の必要性が自覚されているため、上記の例に即して、教育課程の改善について見れば、各学部からの主体的な問題提起があるだけではなく、学務部長及び学務部長を補佐する副部長が検討した改善策が、各学部に対して提案され、全学的合意に基づいて決定されることも少なくない。また、このような自己点検・評価の結果を踏まえた全学的観点からの提案は、通常の場合、学務部長を通して、学部長会及び部長会の構成員に周知され、あるいは学部長会からの依頼を受けるなどしており、少なくとも大枠についての上乗せを得ている。このように、本学においては、それぞれの部局に関する事項であっても、全学的な調整のもとに、将来に向けた改善・改革を行うことができるシステムが形成されている。

全学レベルのシステムは、各学部レベルの仕組みと連動していなければ意味を持たないが、本学の各学部にも改善のシステムが確立されており、例えば、工学部においては「将来構想検討委員会」を中核とする検討が行われている。工学部の中でも、環境建設工学科

では、種々のチャンネルで社会、学生の要望を集め、教育改善を行うためのシステムを設けている。これらの改善システムはPDCA（Plan-Do-Check-Action）を目標として、継続的に行われている。すなわち、教育改善にかかわるすべての情報は学科会議に集められ、検討された後に下部機関である教育改善委員会に回される。教育改善委員会では、課題内容により最適な小委員会において詳細な検討を行い、実行可能な案を提示することにより、教育改善を実効あるものとしている。

上述のように、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステムは整備されていると言える。しかし、改善・改革を行うにあたっての完璧な改革手法はあり得ないので、レベル間の調整にあたっては、各学部における改善策を、大学全体の観点に立ちながらも柔軟な形でバックアップするシステムを整備する必要がある。

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

教育研究組織の妥当性を外部機関によって検証する仕組みとしては、財団法人大学基準協会による相互評価があげられる。本学は認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた財団法人大学基準協会（JUAA）の正会員として、平成 14（2002）年度に相互評価を受け、大学基準に適合しているとの認定を得た。今後7年ごとに定期的に大学基準協会の大学評価（認証評価）を受けることになる。次回は平成 21（2009）年度に大学基準協会による大学評価を受けることを予定しており、現在その準備を進めている。また、工学教育における別の評価機構である日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査を、平成 18（2006）年 10 月に環境建設工学科が受けており、認証後は定期的に審査を受けることになる。

上述のように定期的に大学基準協会の大学評価を受けていることから自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性はあると考えられる。しかし、自己点検・評価に対して学外者による検証を行うためのシステムを、自ら整備することについても、検討が必要であると言える。

(4) 大学に対する社会的評価等

ア 大学・学部の社会的評価の検証状況

一部の学部においては、学部長と学務担当責任者が近隣の予備校を年に1～2度訪問し社会的評価を収集・検証している。また、入試パンフレット等の作成に関連して、入試関連業者から入試及び本学の社会的評価にかかわる情報を収集している。

さらに、研究活動を通して外部の企業関係者等と接する機会が多い教員や就職委員は、社会一般の大学あるいは各学部への評価をまさに実感できる状況に置かれており、本学をPRすると同時に、検証のための情報収集を行っている。各種公開講座の講師を務める機会や、オープンキャンパス、高校訪問等の活動に際しても、学外者による社会的評価の情報

を得ることができる。このほか、工学部環境建設工学科では、現在広く社会的に広まっている制度である JABEE の認定審査を受けている。JABEE の認定を取得すると、当該学科は土木業界の重要資格の一つである技術士一次試験が免除されるから、社会的に大きく評価されていると言えるこの受審も社会的評価に配慮した上でのことと言える。

現状では大学・学部の社会的評価の検証を組織的かつ体系的に行う仕組みは必ずしも十分ではなく、客観的な社会的評価を検証するためのシステム作りが必要となっていると考えられる。

イ 他大学にはない特色や「活力」の検証状況

①研究の次元での特色・活力

本学文学部に時限特設センターとして設置されているオープン・リサーチ・センターは、私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業によって、「東北学院大学オープン・リサーチ・センター」（事業期間：平成 15～19 年度、課題：「アジア流域文化論」研究プロジェクト、総経費：約 1 億 500 万円、研究代表者：細谷良夫文学研究科長）として設立されたものである。本学のアジア流域文化に関する研究レベルの高さを示すものとして学内外で評価されている。

工学部に時限特設センターとして設置されているハitek・リサーチ・センターは、平成 18 (2006) 年度に文部科学省の私立大学学術高度化支援事業の一つである「ハitek・リサーチ・センター整備事業」が採択され設置されたものである。また、平成 18 (2006) 年度に、これまで工学部で推進してきたオープンソースソフトウェアの一つである「Knoppix Edu シリーズ」を用いた情報教育が認められ、経済産業省の Open School Platform Project が採択され、同一法人下の 2 つの高校である、東北学院高校と東北学院榴ヶ岡高校においてオープンソースソフトウェアを用いての情報教育の実証試験を行っている。これらは本学部の「活力」の一つの証でもあると考える。また、工学部環境建設工学科では、自己点検・評価システムが充実しており、外部あるいは学生の評価を積極的に取り入れている。また、このようなシステムを点検するシステムも存在しており、常に学生と教育内容の質の向上に向けてスパイラルアップを目指している。

②教育の次元での特色・活力

本学が、星宮望学長の言う「若者の心を育てることについては日本で一番の大学」を目指していることは、具体的な教育施策としての「少人数教育の重視」に表現されている。少人数教育とは、単に教育を行う単位が小規模であるということのみを指すのではなく、教職員と学生との間の距離が近いということをも含んでいる。

上記の意味での「少人数教育の重視」は、全国の大学の中でも最も早く導入された、全学部に共通するグループ主任制度及びオリエンテーションキャンプ、工学部の各学科で導入されている「チューター制度」（1 人の教員が数名の学生を 4 年間にわたって指導）、教養学部の一部の学科で採用されている「メンター」導入の試み、大学院法務研究科におけるグループ主任制度（学部のそれとは異なり、1 人の教員が 5 名程度の学生を継続的に指導する）などに、如実に反映されている。

大都市圏にある大学から招かれた非常勤講師が、本学の学生を「態度が良い」「私語が

少ない」と評することが多く、また、新任の教員が、ゼミ等で顔見知りになっているのではない学生から挨拶を受けることに驚いたりすることは、地域性の効果を差し引いても、本学が学生を丁寧な指導することをモットーとしているだけでなく、それが全学部に浸透し、実践されていることの証左であると言える。

上記のような本学の教育姿勢は、教育の次元での特色であり、姿勢が全学に浸透していることによって教職員と学生との間に生じている一体感は、本学の活力の源である。

(5) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

文部科学省からの指摘は、主に組織の改組転換などに伴う申請に対する回答の中に「留意事項」として付されるものである。この留意事項は理事長あてに送付され、法人事務局より大学の関係組織に対して通知され、関係組織は速やかに改善策を検討し、法人事務局を経て文部科学省へ改善報告を行っている。

大学基準協会からの勧告などに対する対応は、「東北学院大学点検・評価に関する規程」に従って行っている。同規程の第14条には「大学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。」と規定されており、学長は、点検・評価委員会に諮り、改善策を検討し、勧告などを受けた部署への改善を指示している。点検・評価委員会においては、改善報告書を作成する責任と権限とを委ねられた小委員会（全体委員会委員長の学務担当副学長が委員長を兼任）が、各部局の改善結果を報告書にまとめ、全体委員会での承認を経て、指定された時期に改善報告書として大学基準協会に提出している。

文学部

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

全学の「点検・評価委員会」に文学部から委員を派遣し、3年ごとの自己点検・評価を行い、点検・評価報告書の作成にかかわっている。また、点検・評価委員会内の専門委員会である「学生による授業評価」実施委員会、教育・研究業績編集委員会、FD推進委員会にも文学部から委員を派遣している。専門委員会の文学部委員は、全学的な取り組みに貢献する一方、学部内の取りまとめにも従事している。

とりわけ、「学生による授業評価」については、文学部長と文学部「学生による授業評価」委員の連名で、前・後期末の最終授業日に「文学部授業評価実施要項」に従って実施するよう、文学部全教員に通達を出している。「文学部授業評価実施要項」によれば、その

目的は「授業担当者が担当授業の改善のために行う」ものと特定している。対象科目は、演習形態以外のすべての科目とされ、少なくとも隔年で実施することを義務づけている。

このような仕組みは、自己点検・評価を日常的に行う制度的システムとして、少なくとも同規模の他大学の同系統学部比べて、有効性の点で劣ることはないと言える。

イ 自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などの学外者の意見を反映させるような制度的システムは構築されていない。しかし、学生については、前述の「学生による授業評価」の際の自由記述欄や、学生部主管の「在学生の意識調査」などから意見聴取は可能になっている。特に、後者の調査結果によれば文学部学生の満足度が際立って高く、このことは特筆に値する。

また学外者については、平成 18 (2006) 年度に行った「現職教員（英語科・歴史科）研修セミナー」の懇談会で、高等学校現職教員からの意見を聞くことができた。その際には、参加者の高等学校の相当数の教員から本学部の教育に対して高い評価を頂戴することができた。文学部では、このセミナーを毎年継続することとなっているので、少なくとも高等学校の現職教員からの意見を、継続的に聴取することが可能である。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を、改善・改革につなげる制度システムの構築はできていないが、文学部将来構想委員会や各学科会議で、不断に、改善・改革に向けた議論を行っている。

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

大学基準協会による定期的な評価を受けていることから、自己点検・評価結果の客観性・妥当性は、ある程度確保されていると考える。

(4) 大学に対する社会的評価等

ア 大学・学部の社会的評価の検証状況

文学部の社会的評価の検証を制度的には行ってはいない。しかし、研究・教育力については、科学研究費補助金などの外部資金の獲得状況などからある程度検証はできるものと

考える。また、朝日新聞社発刊の『大学ランキング』（平成 17 年版）によれば、全国の国公私立全大学の文学部教員の博士号取得率で、本学は第 9 位にランク付けされている。

イ 他大学にはない特色や「活力」の検証状況

私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業による「東北学院大学オープン・リサーチ・センター」（事業期間：平成 15～19 年度、課題：「アジア流域文化論」研究プロジェクト、総経費：約 1 億 500 万円、研究代表者：細谷良夫文学研究科長）は、文学部のアジア流域文化に関する研究レベルの高さを示すものとして学内外で評価されていると考える。

(5) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

学部長及び学科長が中心になって、文学部教授会及び文学部三学科の学科会議、文学部内各種委員会などで真摯に対応している。

経済学部

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

現在のところ、経済学部には、学部独自の自己点検・評価を行うための常設的な機関は存在していないが、大きな改革を行う場合には、そのたびごとに学部レベルの「経済学部将来構想委員会」を組織し、学部長、学科長を中心として、改革の前提となる自己点検・評価を行ってきている。全学レベルの点検・評価委員会が全学的な自己点検・評価あるいは相互評価を実施する際には、学部長・学科長を中心として、学部の自己点検・評価結果を記述している。次に述べるような経済学部におけるカリキュラム改革や改組転換は、これらの仕組みを通して実現された成果である。

経済学部は、昭和 39 (1964) 年の設立の時点では経済学科・商学科及び二部経済学部経済学科の組織であったが、平成 12 (2000) 年度より二部経済学科を経済学科夜間主コース・経営学科夜間主コースに改編して両学科に昼夜開講制を導入した。その結果、科目履修上の自由度が広がり、学生のライフスタイルに合わせた履修が可能になった。さらに、平成 13 (2001) 年度には、時代の要請に応じて商学科を経営学科に改称し、経営学科は平成 18 (2006) 年度より新カリキュラムに移行した。改編・改称は学部の入学志願者数及び入学者の質の向上に有利に働いたと言える。学部内の両学科は、教員組織、教育内容、施設・設備を大幅に共有し、殊に学内単位互換の拡張によって、教育上の適切性は大きく増進し

た。特に、夜間主コースの学生が昼間の講義を、しかもキャンパスの距離を越えて受講している実情は、所期の目的を達成しつつあると思われる。

しかし著しい成果があるにせよ、近年の、少子・高齢化、情報化、グローバル化といった社会・経済情勢の著しい変化の中で、経済学及び経営学の教育内容・教育方法を常に見直し点検し、改善の可能性についても検討する必要性が生じた。そのために、経済学部内に経済・経営両学科の代表からなる新たな「将来構想委員会」を設置して、経済学部の将来像について検討を始めたところである。

新たに設置された「将来構想委員会」においては、従来から検討されてきている、本学でもっとも収容定員が多い経済学部学生の教育環境の改善と教育効果の向上について、新たな観点からの改革を考えており、学部組織上の適正な学生収容定員のあり方や近年における社会人学生の減少などに対応するための方策など、学部組織の見直しを行っているところである。

イ 自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

現在のところ、経済学部には、学外者の意見を自己点検・評価に反映させる仕組みは、明示的には導入されていない。しかし、両学科とも、学生による授業評価の実施率は向上しており、学生の意見をある程度反映させることが可能となっている。また、学生部が主管する「学生意識調査」の中に、学部・学科に対する満足度などを尋ねる項目群があり、その集計結果も、将来構想を検討する際の資料となっている。さらに、経営学科の場合、カリキュラムを大きく改正するに際して、全学的に実施される学生による授業評価のほかに、カリキュラムに関する独自の学生アンケートを実施し、検討にあたっての重要な資料とした。

経済学部の場合、他の文科系学部に比べて、例えば証券会社による2つの提供講座が存在するなど、産業界とのつながりが深いため、体系的ではないにせよ、日常的に産業界から意見を聞くことが可能である。そのようにして聴取された意見もが、学科のカリキュラム委員会や学部の将来構想委員会での検討にも活用されている。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

経済学部の場合、上記のように、自己点検・評価を行う機関と、改善・改革を構想する学部内機関がほぼ一致しており、少なくとも自己点検・評価結果を改革・改善に連結するための学部レベルの仕組みは適切であり、有効である。

本報告書作成時点においても、経済学部の将来のあり方を、「経済学部将来構想委員会」において詳細に検討しており、その答申に基づいて、学科会議、学部教授会での審議が行われることになる。答申の内容が学部・学科の改組にまで及ぶ場合、学部・学科の改組につ

いて検討する「学部改組全学委員会」での検討を経て、全学教授会及び理事会の承認を得る必要がある。ただし、より具体的なレベルの事項、すなわち、教員構成、カリキュラムの構成等については、それらの事項を全学的に承認する委員会のチェックを受けることになる。

法学部

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学部においては、自己点検・評価を恒常的に行うための委員会として、「法学部改革検討小委員会」がある。この委員会は、学部長、学科長ほか8名の委員からなり、学部の点検・評価を行い、それを踏まえた改革案を審議する学部の公式機関である。開会は不定期であるが、年間に3～4回開かれて、学部の自己点検・評価に関することも審議されている。

また、自己点検・評価をより日常的に行っているものとして、学部役職者会議がある。この会議は、学部長、学科長、学部選出の学務部副部長と学生部副部長を構成員とし、2週に1度ほどの頻度で行われている非公式の会議である。会議では、学部として決めなければならない案件についての議論とともに、学部全体について情報交換と意見交換、まさに自己点検・評価を行っている。上記の改革検討小委員会を開く必要性や、その審議のための原案についてもこの会議で検討している。また、この会議には、必要に応じて法学部選出の大学役職者、法務研究科役職者、学部担当の教務課職員などの出席を求め、自己点検・評価がより確かなものとなるようにしている。

このように、本学部は、自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムを持っており、その活動も有効に行われている。

イ 自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

学生の意見を反映させる公的な仕組みとしては、第一に、学生会常任委員会との協議がある。そこでは、大学に対する学生の意見・要望が集約された形で表明され、大学側は、それに対する対応を求められる。本学部としても、その場で出される学生の意見・要望には特別の関心を持っている。公的な仕組みの第二は、定期的に行われる学生意識調査である。日本私立大学連盟による調査への参加という形で行われているこの調査は、他大学や本学他学部との比較が可能であるため、学生の本学・本学部に対する意識・意見を知る上で極めて重要なデータであると考え、自己点検・評価に反映させている。また、当然ながら、授業に関する学生からのアンケート調査は、授業改善に大きな影響力を持つ。

こうした公的な仕組みとは別に、上記学部役職者会議は、学生の意見・要望やその背景

に関して、常にリアルかつ最新の情報を得られるよう、情報交換に多くの時間を費やしている。特に、授業以外で学生と接している教員や事務職員からは、学部改革にとって貴重な情報が寄せられることが多い。

次に卒業生の意見の反映については、同窓会が大きな役割を果たしている。本学の同窓会は地域、業種、職場などの「TG会」として組織化されている。これらの組織が行うさまざまな会合では、大学に対するさまざまな意見・要望が出され、それらは大学側からの出席者を通じて、大学に伝えられる。それらはさらに集約され、本学の自己点検・評価にも影響を与える。また、本学部卒業生によって法学部同窓会が組織されており、定期総会の場、同窓会役員と学部役職者との懇談の場では、本学部についての同窓会からの意見・要望が出される。

雇用主などを含む学外者からの意見としても、同窓会を通じての同窓生からの意見も重要である。そのほかには、企業の人事担当者を招いて年に1度行われる懇談会は、学外者から意見を聞く場として活用されている。さらに、本学には、学生の父母を中心とする「後援会」が組織されており、その総会や地区ごと開かれる会、あるいは幹事会においては、学生の父母としての立場、さらには学外者としての立場からの意見・要望が多く出される。また、東北6県を対象に、高校の進学指導者を招いて行われる進学指導者懇談会も、本学への意見・要望を聞く貴重な機会となっている。本学部は、こうした場に出された本学部に対する意見・要望をまとめ、自己点検・評価の際に参考としている。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

上記のように、本学部では、法学部改革検討小委員会が、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとして機能している。実際、近年においてなされた本学部の改善・改革は、そのほとんどがこの委員会による発議と検討を経て実施されている。

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために最も基本的な措置は、自己点検・評価結果を広く公表し、それに対する意見を募ることである。本学では、自己点検・評価結果を公開し、学内関係者はもとより、学外にも広く配付し、意見を求めてきた。その内容についての疑問・質問については、特定の担当部署が受け付け、大学の責任で対応している。

ただし、自己点検・評価結果の客観性・妥当性について検討する公的な仕組みが、大学についても本学部についてもいまだ確立しておらず、今後の課題となっている。

(4) 大学に対する社会的評価等

ア 大学・学部の社会的評価の検証状況

本学部が教育方法・内容に関する改革をした際、それが受験生の本学部受験にどのように影響しているかについては、新入生を対象にした調査で必ず検証している。しかし、本学部が主体となって、学部の社会的評価の全体像を厳密で方法で調査したことはない。その意味で、本学部の社会的評価とは、外部から伝えられる社会的評価に過ぎない。

しかし、上記のように、本学では、多くのチャンネルを通じて、学外から多くの情報が入ってくる。そして、その中には当然ながら本学部の社会的評価も含まれる。本学部では、学部役職者会議がそうした社会的評価に特に関心を払い、重要なものについては検証している。その際、特に注意しているのは、第一に、否定的な評価に関する検証を優先させること。そして、もし事実であれば、早急な対策をとること。第二に、部分的・断片的な評価であっても、できるだけその背景となっている事実を考えながら検証すること。第三に、誤解に基づく評価についても無視しないこと。なぜそうした誤解が生じたのかを検証すること。の3点である。

イ 他大学にはない特色や「活力」の検証状況

上記のように、本学部では、本学部に対する否定的な評価の検証を重視している。しかし、他大学にはない特色や「活力」を自覚していないわけではないし、その検証を怠っているわけでもない。というのも、受験生や社会に対するアピールの内容になるのはまさにこれらの点であり、それをアピールするためには、それが確かであることを検証する必要だからである。

検証は、主に2つの方法で行われている。第一は、他大学への視察・調査である。毎年2大学程度を対象に行っている。第二は、他大学から発信された情報（印刷物・ウェブ）の整理である。これらの仕事は、学部役職者会議の構成員が役割分担して行っている。毎年の「大学案内」における本学部関連記事の掲載内容は、これらの検証に基づいて決められている。

(5) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

本学部に関しては、少なくともここ5年間、文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告はない。ただし、大学基準協会「平成14年度相互評価」では、本学部に関係する3つの助言があった。

第一には「コアとなる科目を明確化」するよう「改善の努力が望まれる」というものである。これについては、コア科目が実際はかなり明確化されており、学生にも伝わってい

る実情について一部説明不足があったことを踏まえ、詳しい実情を報告するとともに、新カリキュラムでの新しい対応を説明した。

第二には、「編入学者の定員を満たしておらず、改善の努力が望まれる」というものである。これについては、その後もあまり改善されていないこと、その背景にそもそもの需要の不足があることを説明し、定員削減を考えていることを報告した。

第三には、「科学研究費補助金の獲得が少ないので、申請数を増やすなどの対策をとることが望まれる」というものである。これについても、あまり改善されていないこととその背景を説明し、今後、学際的共同研究への参加を促したいことを報告した。

工学部

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学では、教育・研究の質の向上を図るために設置された点検・評価委員会が3年ごとに自己点検・評価を実施することになっており、工学部及び各学科もその点検項目について評価を実施し、点検・評価報告書の作成にかかわることになる。また、点検・評価委員会には専門委員会である「学生による授業評価」実施委員会、教育・研究業績編集委員会、FD 推進委員会が設けられており、「学生による授業評価」実施委員会により学期終了時に「学生による授業評価」が行われ、教育・研究業績編集委員会による「教育・研究業績集」により教育研究業績が公表され、FD 推進委員会により FD 講演会や研究会が企画・運営されている。また、環境建設工学科では独自に自己点検・評価を恒常的に行うための新たなシステムを立ち上げ、日本技術者教育認定機構（JABEE）の受審、さらにはその更新への活用を図っている。

「学生による授業評価」は毎回ほとんど同じ結果となっており、実際の問題が抽出されているとはいいがたい面もある。また、授業評価用紙へ学生は無記名で回答することから、少数ではあるが極めて不穏当な表現をするものがあり、無記名回答には一考の余地がある。一方、「教育・研究業績集」により教育研究業績が公表されることにより、これまで熱心に取り組んできた教員が大きく変わることはないが、多くの教員により教育研究活動を促すという効果も見られている。しかしながら、評価されることにより教育研究活動への取り組みが期待された教員は無関心なままであるという問題は残されたままである。したがって、教育研究業績の公表は、点検・評価の結果に反応しないごく少数の教員の研究・教育の活性化にはあまり寄与していないが、大部分の教員にとっては適切な効果が得られていると考えられる。なお、JABEE 受審を契機に整備がさらに進展した環境建設工学科の自己点検・評価を恒常的に行う独自のシステムは有効であることが報告されている。

これまでの「学生による授業評価」の実施と「教育研究業績」の公表は、一般的には大きな効果を上げていると考えられる。しかしながら、ごく少数の教員の研究・教育の活性化にはほとんど寄与していないという問題もあり、現在行っている点検・評価の結果を含

め、それらを実施する際の担当者の多くの努力を無駄にしないように、その結果を有効に生かす仕組みを作る必要があると考える。

イ 自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

工学部における自己点検・評価プロセスに、学生の意見を反映させる仕組みには前述したように「学生による授業評価」や「声の玉手箱」への学生からの投書があげられる。なお、環境建設工学科では JABEE 受審において、学生の意見を把握するための点検システムとして JABEE アンケートを実施している。また、工学部としては、卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる恒常的仕組は現状ではできていない。しかしながら、工学部各学科はそれぞれの学科の同窓会を有しており、同窓会総会や同窓生との懇談などの活動を通して、卒業生からの学科に対する要望や在学生の教育について有意義な議論が交わされている。このほか各学科の教員は積極的に学会活動や学外審議会・研究会など社会的活動を行っており、それらの機会を利用して得られた意見等を授業内容の選択やカリキュラムの改善に生かしている。

学生による評価プロセスは前述のとおり、有効とはいいがたいがそれなりに機能している。卒業生や雇用主などの学外者を含む評価システムは、環境建設工学科では JABEE 受審を機に構築されているが、工学部全体としては立ち遅れていると考えられ、卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる恒常的仕組みの自己点検・評価プロセスへの導入について早急な検討が必要である。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムは工学部においては「将来構想検討委員会」が行っている。また、環境建設工学科では、種々のチャンネルで社会、学生の要望を集め、教育改善を行うためのシステムを設けている。これらの改善システムは PDCA (Plan-Do-Check-Action) を目標として、継続的に行われている。すなわち、教育改善にかかわるすべての情報は学科会議に集められ、検討された後に下部機関である教育改善委員会に回される。教育改善委員会では、課題内容により最適な小委員会において詳細な検討を行い、実行可能な案を提示することにより、教育改善を実効あるものとしている。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を先導する役割を担う将来構想検討委員会には工学部教員全員が自由に参加できる。しかしながら、工学部の全教員が一同に集まって将来構想について議論することは有効であるが、学部内で解決できる問題はともかく、学部全体に関する問題は経営者側との合意が必要であり、合意を得ることは困難である場合が多い。一方、環境建設工学科では独自のシステムを整備しており、

これまでも、フレッシュマンセミナー内容の吟味及び変更、基礎演習科目へのプレースメント・テスト結果の活用、カリキュラムの変更、4年次セミナーの開講年次変更などの教育改善に役立てた実績がある。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステムは整備されていると言えるが、改善・改革を行うにあたっての完璧な改革手法はあり得ないので、大学全体としての柔軟なバックアップシステムを整備する必要がある。

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価結果に対する学外者による検証については、環境建設工学科が JABEE 受審により学外者による検証を受けた以外には現在行われておらず、したがって自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置についてもコメントできる状況にはない。

自己点検・評価に対する学外者による検証についてのシステム整備についても早急な検討が必要であると考ええる。

(4) 大学に対する社会的評価等

ア 大学・学部の社会的評価の検証状況

工学部においては学部長と学務担当責任者が近隣の予備校を年に1～2度訪問し社会的評価を収集・検証している。また、教育、特に入試に関しては十分とはいいがたいが、入試パンフレット等の作成に関連して、入試関連業者から入試にかかわる情報を収集している。さらに、研究活動を通して外部の企業関係者と接する機会が多い教員や就職委員は社会一般の大学あるいは工学部への評価をまさに実感できる状況に置かれており、これらについて常に検証を行っている。みやぎ県民大学の講師、オープンキャンパスによる研究室公開や高校訪問等の活動においても同様な状況に置かれることになる。このほか、環境建設工学科では、現在広く社会的に広まっている制度である JABEE 受審を行っている。JABEE 取得学科は土木業界の重要資格の一つである技術士一次試験が免除される点からも社会的に大きく評価されていると言えることから、この受審も社会的評価に配慮した上でのことと言える。

前述したように学部の社会的評価の検証はさまざまな形で行われている。研究及び地域への貢献に関しては、現在は産学連携推進センターがわずかに行っているにすぎないが、非常勤職員の配置など徐々にではあるが整備も進められてきており、今後研究と地域の貢献についての大学・学部の社会的評価を検証する役割も担うことが期待される。

現状では大学・学部の社会的評価の検証状況は必ずしも十分ではなく、客観的な社会的評価を検証するための外部組織を含むシステム作りが必要となっていると考えられる。

イ 他大学にはない特色や「活力」の検証状況

工学部では平成 18 (2006) 年度に文部科学省の私立大学学術高度化支援事業の一つである「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」が採択された。また、これまで工学部で推進してきたオープンソースソフトウェアの一つである「Knoppix Edu シリーズ」を用いた情報教育が認められ、経済産業省の Open School Platform Project が採択され同一法人下の 2 つの高校においてオープンソースソフトウェアを用いての情報教育の実証試験を行っている。これらは工学部の「活力」の一つの証でもあると考える。また、環境建設工学科では、前述したように自己点検システムが充実しており、外部あるいは学生の評価を積極的に取り入れている。また、このようなシステムを点検するシステムも存在しており、常に学生と教育内容の質の向上に向けてスパイラルアップを目指している。

現在も工学部の「活力」の証ともなる事業や活動が行われてはいるが、本学工学部に他大学にはない特色を築き上げ、その「活力」を検証できるようにすることは将来の重要課題でもあると考える。

(5) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

工学部の場合には、文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応は工学部の外部評価対応委員会が行うが、学科によっては学科への指摘事項や勧告に対応する小委員会等の組織が対応している。

教養学部

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

教養学部では平成 16 (2004) 年に授業評価委員会を発足させ、学生による授業評価を中心としてデータの集約、解析、報告を行ってきた。組織は全学科から選出された委員に専門委員を加えた全 28 名で構成され、5 つの作業部会（講義、語学、演習・総合研究、演習、卒業）がある。現在まで公表した報告書は、教養学部「学生による授業評価」報告書 2004 年前期、同 2004 年後期、同 2005 年度、同 2004 年度後期の別冊資料「学生の自由記述」である。また、新たな取り組みとして学部教員のアンケート調査も行っており、報告が待たれている。

これらの報告書により各学科の現状が明らかとなり、その後の改革の大きな推進力となっている。

イ 自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映さ

せる仕組みの導入状況

現在は学生による授業評価が中心であり、既卒者やその雇用主からの評価や意見は調査していない。学部卒業生の就職先のほか、学生を採用するに至っていない企業、各種公共団体からも広く評価を聴取したい。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

ア 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

改善・改革を担う組織としては、各学科と教養学部将来構想委員会などがあるが、いずれも改善・改革を主たる目的とする組織ではないため、制度システムとは程遠い。自己点検・評価の結果をもとに各学科が改善計画書を学部長に提出し、次回の点検・評価で実際の改善について評価するなどの仕組みの導入が不可欠である。

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

現状では客観性・妥当性を確保するための措置の一つとして、外部からの意見や助言が得られるよう、報告書を学部外にも広く公開している。この措置では十分とはいいがたいが、学部の授業評価委員会では複数の委員がかかわる形で入念な評価を行っており、第三者機関に報告書の評価を依頼する可能性は現時点では低い。

(4) 大学に対する社会的評価等

ア 大学・学部の社会的評価の検証状況

学部の社会的評価は、教育機関としての評価、研究機関としての評価、卒業生を採用した雇用者からの評価などを総合したものでなければならないが、現状では外部機関への評価の依頼や個別のアンケート調査などは行っていない。学部の社会的評価は受験生の動向にも反映するとする考えもあり、入学志願者数の推移が比較的堅調であることから、ある水準の社会的評価が得られている可能性はあるが、あくまでも間接的である。社会的評価の検証は、その検証手段の検討含め、今後の最重要課題と位置づけられる。

イ 他大学にはない特色や「活力」の検証状況

他大学他学科にない特色として、学際性、多様性を重視した教育を行い、創造的に社会にかかわる人材を育成することを目指してきた教養学部が、地域構想学科の新設を契機と

して、育成した人材の活躍の場として新たに地域を掲げたということがあげられる。これにより教養学部教育研究が、学問の世界、大学という空間に閉じたものではなく、常に生きた（まるごとの）地域社会とダイナミックに相互作用しながら発展するものであることが明示されたといえる。学部の「活力」がどのように検証されるかは議論の余地もあるが、地域構想学科が企画した公開講座などが地方の大きな反響を呼んだことなどは、学部の活力の一端を示すものといっている。

(5) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

ア 文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応

学部として、今後このような指摘事項、勧告、点検評価などをもとに、改善策の策定と実行を行う機構を構築する必要がある。現在は個別に対応しているのが実情であり、例えば学生の収容定員を超えていることが指摘された学科では、細心の注意を払って入試判定に望んでいる。

2. 大学院研究科の自己点検・評価

大学院研究科全体

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

大学院学則第1章総則の第2条において、教育水準の向上を図り、その目的を及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、その内容及び実施方法などについては別に定めているとしている。すなわち、「東北学院大学点検・評価に関する規程」である。この規程に基づいたものが現在実施している「平成18(2006)年度点検・評価」である。また、平成21(2009)年度に学校教育法で定められた「認証評価」を実施することが点検・評価委員会で承認されており、現在その準備が進められている。

このように本学の「点検・評価委員会」は、大学院の教育・活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努め、その結果を公表しており、客観性・妥当性を確保するための適切な措置をとっている。

イ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとしては、大学院も学部と同じ規程である「東北学院大学点検・評価に関する規程」によって活動する。同規程第14条に「大学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。」と規定されている。この規定に従って、大学院においても3年ごとに自己点検・評価が行われ、その結果が大学の「点検・評価報告書」の一部となる。学長は、関係各組織の長等が出席する部長会においてこの報告書によって指摘されている問題点の速やかな改善を指示する。大学院においては、大学院委員会が全体的な改善策を検討するが、各研究科委員会でも実質的な審議が必要である。各研究科の改善活動の例をあげれば、経済学研究科にける社会人入学特別選考制度の拡充や外国人客員教授の招聘による研究指導体制の強化、ティーチング・アシスタント制度の導入などである。工学研究科においても種々の改善活動を実施し成果を上げているが、活動を効果的に実施するためには、学部設置されている教育改善委員会や外部評価委員会と同様の目的を持つ大学院における委員会の設置が必要である。大学院として独立した委員会とするよりも、既存の学部の委員会の部会として研究科における改善・改革を実施できる制度を検討することが現実的と思われる。

本学大学院における、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革

を行うためのシステムはある程度整備されていると言えるが、改善・改革を行うにあたっての完璧な改革手法はあり得ないので、各研究科の改善活動を大学全体としての柔軟なバックアップシステムを整備する必要がある。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価に基づいた点検・評価報告書及び教育・研究業績は公開しており、学内外へ適切に情報を発信している。また、その結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直しその改善に努めている。

しかしながら、上記の自己点検・評価報告書は、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個々人に送付し一定程度の評価を受けたが、これはあくまでも内部評価であって本来の外部評価とはまだほど遠いことは十分認識される。したがって、各研究科における教育に関する自己点検・評価を、学外者に検証をお願いすることが適正な大学院教育を実施するために是非必要である。大学院生に対する奨学金の充実など先進的な大学院教育を行っている私立大学の教員による検証、関連する企業人による検証など、本学教員の公的・学会・社会貢献などの関係者による外部検証の実施は当然のことである。さらに、大学院教育に対しても、認証評価機関による公的な認証を目標とし、必要な教育内容の整備・改善を行うことが必要であることは認識している。

文学研究科

本学においては、平成8(1996)年から、「学生による授業評価」を制度化し実施しているが、文学研究科では各専攻の各科目担当者の判断に任せられている。しかし、担当人数が少人数であることもあり、学生の反応・意見は適宜吸収している。問題が生じれば、専攻主任を中心に対応することになっている。

学生の授業評価のみならず、学部で行っているFD活動に準じて大学院でも常に点検・評価が必要である。平成19(2007)年度から、シラバスの改善(評価基準の記入)を図ることになったが、論文指導の充実、就職先(数)などは、評価の基準として重要な要件である(教育内容等の項目を参照)。

今後は、さらに体系的にシステムを構築し、外部評価などの導入も検討しなければならないであろう。

経済学研究科

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

大学院学則第1章総則の第2条において、教育水準の向上を図り、その目的を及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、その内容及び実施方法などについては別に定めているとしている。すなわち、「東北学院大学点検・評価に関する規程」である。この規程に基づいたものが現在実施している「平成18(2006)年度点検・評価」である。また、平成21(2009)年度に学校教育法で定められた「認証評価」を実施することが点検・評価委員会で承認されており、今後その準備が進められることになる。

なお、これまでの自己点検・評価は、平成11(1999)年度と平成14(2002)年度に実施し、結果を学内外に広く公表するとともに、その中で明らかになった問題点についてはいくつかの改善が図られている。

イ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

経済学研究科における自己点検・評価の結果として実現したものとして、次のものをあげることができる。社会人入学特別選考制度を拡充したり、外国人客員教授の招聘を図り、研究指導体制を強化したり、ティーチング・アシスタント制度を導入したのはそのあらわれである。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

平成14(2002)年度に財団法人大学基準協会による「相互評価」を受けた。その結果、経済学研究科について指摘された点は2つであった。その指摘と措置は次のとおりである。

(1) 各研究科において学位の授与数が少ないので、改善の努力が望まれるとの指摘に対する措置

経済学研究科においては後期課程の院生に研究計画書を提出させ、指導教員を主査、さらにもう1名の教員を副査に指名し、研究指導を行っている。学会での発表・参加に対する補助金、リサーチ・アシスタント制度、奨学金を整備し、学位取得への経済的支援も行っている。なお、審査期間の平成13(2001)年4月1日から平成18(2006)年3月31日まで在籍していた経済学研究科後期課程の院生は6名である。6名のうち、博士の学位取得者2名、満期退学者2名、現在在籍者が2名である。博士の学位取得者の割合は、修了者・満期退学者の合計4名のうち2名で、割合で言えば50%である。このように、経済学研究科について言えば、学位取得者の比率は、必ずしも低いとは言えない。ただ、後期課程への入学者の絶対数が多いとは言えないことは、事実である。しかし、社会科学系における後期課程の院生の進路が大学教員等研究者に限定されている状況では入学者の数を大幅に

増加させることは必ずしも望まれているとも言えず、進路を考慮すると難しい問題である。

(2) ティーチング・アシスタント (TA) を活用して教員に対する支援を行うことが望まれるとの指摘に対する措置。

経済学研究科では経済学部の日である「情報リテラシー」及び「情報処理論」で院生をティーチング・アシスタントとして採用し、教育補助業務にあたらせている。なお、当該の院生を指導している教員の演習・講義においても可能であれば、ティーチング・アシスタントとして教育補助業務（学部学生のレポート・論文の作成への相談、授業理解への学習援助）も考慮したい。

法学研究科

(1) 自己点検・評価、(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

この項目については、本研究科についても基本的には全学的な取り組みの中で対応している。したがって、全学についての説明を参照されたい。ほかに、本研究科委員会でも、必要に応じ取り組むことはある。

工学研究科

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

「常に改革されること」(Ecclesia semper reformanda) をモットーとしているプロテスタント大学としての本学は、大学設置基準の改定の平成 3 (1991) 年に自己点検・評価委員会を組織し、自己・点検評価を制度化した。大学院に関しては、法科大学院の設置とともに自己点検・評価委員会が平成 16 (2004) 年 4 月に設置された。それには学長において既に高度専門職大学院を念頭にした提案がなされ、高度専門職の種別化に従って大学院のあり方を検討した。本学の改革の基本は、明治 19 (1886) 年にリベラル・アーツ・カレッジとして発足した本学の伝統を、今日の状況においていかに継承するかということである。それは、直接には本学全体の教養教育を、いわゆる L 字型で担う教養学部の設置とその充実という形で展開されている。そのみならず、全学的な主専攻・副専攻制度の導入を検討し、実業専門性の高い学部や高度専門職大学院へのコースと、どのように関連していくかという課題と直接結びついている。

大学の自己点検・評価は、当大学の建学の精神・教育目的及び各学部学科の設置目的、カリキュラムの展開、教育効果などを明確に把握してなされなければならない。その自己認識によってはじめて適確な自己点検・評価が可能となる。本学では、これまでの自己点検・評価関係規程を平成 17 (2005) 年 4 月に全面的に改正した。その内容は以下のとおりで

ある。

第1章は規程の趣旨を示し、第2章は点検・評価の実施方法を定めている。第2章第3条では点検・評価項目を示し、それは次のとおりである。(1) 理念・目的・教育目標、(2) 教育研究組織、(3) 教育研究の内容・方法と条件整備、(4) 大学院研究科における教育・研究指導の内容・方法と条件整備、(5) 学生の受け入れ、(6) 教育・研究のための人的体制、(7) 大学院研究科における研究活動と研究体制の整備、(8) 施設・設備等、(9) 図書館及び図書等の資料、学術情報、(10) 社会貢献、(11) 学生生活への配慮、(12) 管理運営、(13) 財政、(14) 事務組織、(15) 自己点検・評価等、(16) その他である。第4項では、点検・評価項目の評価基準及び大学基礎データの様式は、大学設置基準及び大学院設置基準等が定めるものによるほか、財団法人大学基準協会等が実施する認証評価に求められる主要点検・評価項目及び大学基礎データに準ずるものとしている。第4条は自己点検・評価を実施し「点検・評価報告書」及び「教育・研究業績」を作成することとしている。第3章は点検・評価の組織を規定している。その第5条は点検・評価を実施し、本学における教育・研究の質の向上を図るための点検・評価委員会の業務を規定している。そして第6条で点検・評価を実施した内容及び性質に従って3年ごとに報告書を作成することとしている。また、委員会は点検・評価の結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直し、その改善に努めなければならないことを規定している。第7条は委員会構成を規定している。点検・評価委員会委員長は、規程では学務担当副学長がその任にあたることになっている。また委員会は関係組織に対し、点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。第4章は点検・評価の公表と活用を規定している。その中で大学長は点検・評価の結果について理事長に報告するものとし、同時に教職員及び学外の諸機関等に公表できるものとしている。そして本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。第5章は外部評価を規定している。外部評価を受ける場合は委員長が発議し、全学教授会の議を経て行い、その場合の点検・評価項目及び内容は外部評価を実施する機関の定めるものに準ずる。第6章は法務研究科等の点検・評価を規定している。

このように本学の「点検・評価委員会」は、教育・活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努め、その結果を公表しており、客観性・妥当性を確保するための適切な措置をとっている。

イ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

現時点においては、上記の自己点検・評価の結果を基礎に将来の発展に向けた改善・改革を行う組織は設置されていない。現状では個々の教員が学生への講義を通して、講義内容の重みを受講者の資質や目的に応じて変更する、あるいは研究最先端の内容を分かりやすく講義するなどの工夫を行っているだけであり、組織としての「Plan・Do・Check・Action」のPDCAを実施すべき組織確立には至っていない。

工学研究科においても、工学部に設置されている教育改善委員会や外部評価委員会と同

様の目的を持つ委員会の設置が必要である。大学院として独立した委員会とするよりも、既存の工学部の委員会の部会として工学研究科における改善・改革を実施できる制度を検討することが現実的と思われる。どのような形態になるにせよ、適正数の大学院生の確保、適切な講義内容、講義科目間の適切な関係構築は急務であり、早期にシステムの構築が必要である。近い将来に大学院も国際的な観点から、第三者機関による評価を受けることになることは必至であり、その対策についても検討を行う必要があることは認識している。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価に基づいた点検・評価報告書及び教育・研究業績は公開しており、学内外へ適切に情報を発信している。また、その結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直しその改善に努めている。

しかしながら、上記の自己点検・評価報告書は、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個々人に送付し一定程度的評価を受けたが、これはあくまでも内部評価であって本来の外部評価とはまだほど遠いことは十分認識される。したがって、工学研究科における教育に関する自己点検・評価を、学外者に検証をお願いすることが適正な大学院教育を実施するためには是非必要である。大学院生に対する奨学金の充実など先進的な大学院教育を行っている私立大学の教員による検証、関連する企業人による検証など、本学教員の公的・学会・社会貢献などの関係者による外部検証の実施は当然のことである。さらに、大学院教育に対しても、認証評価機関による公的な認証を目標とし、必要な教育内容の整備・改善を行うことが必要であることは認識している。

人間情報学研究科

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

大学院学則第1章総則の第2条において、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとし、その内容及び実施方法などについては別に定めるとしている。すなわち、「東北学院点検・評価に関する規程」がそれである。この規程に基づいたものが現在実施している「平成18(2006)年度点検・評価」である。また、平成21(2009)年度に学校教育法で定められた「認証評価」を実施することが点検・評価委員会で承認されており、現在その準備が進められている。

このように本学の「点検・評価委員会」は、大学院の教育活動及び管理運営における問題点を速やかに改善し、質的向上と活性化に努め、その結果を公表しており、客観性・妥

当性を確保するための適切な措置を取っている。

イ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとしては、大学院も学部も同じ規程である「東北学院点検・評価に関する規程」によって活動している。同規程第14条に「大学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動及び管理運営における問題点を速やかに改善し、質的向上と活性化に努めるものとする」と規定されている。この規定に従って、大学院においても3年ごとに自己点検・評価が行われ、その結果が大学の「点検・評価報告書」の一部に記載されている。学長は、関係各組織の長が出席する部長会において、この報告書に指摘されている問題点の速やかな改善を指示することになっている。

大学院全体に共通する改善策については、大学院委員会が検討することになっているが、本研究科独自に取り組んでいる課題は、文学研究科、アジア文化史専攻からの教員の分離移籍に伴う、カリキュラムの再編と専修免許（地歴）の課程認定の取り付けである。研究科内の作業グループである複数専攻制委員会がその責を担っている。大枠については研究科委員会の承認を得ており、現在実務的な作業に進みつつある。

本研究科が発足して13年が経とうとしており、研究科を取り巻く情勢も変化してきており、受験出願者の減少、学部生の研究科進学の低迷、院生の専修希望分野の変動、後期課程社会人入学者の減少など、新たな難問が山積している。本研究科のあり方を根本から再検討する時期にさしかかっている。上記の複数専攻制への着手を機会に、あり方を根本的に見直すことにも、検討の範囲を広げている。しかし上記委員会は実務的な作業部会であり、あり方を根本的に見直し、長期的な新しい方針を打ち出す、学部の組織検討委員会に匹敵する委員会が、本研究科にも必要であることを痛感している。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価に基づいた点検・評価報告書及び教育・研究業績は公開しており、学内外に適切に発信している。またその結果を踏まえ、実施体制、点検・評価項目、実施方法、点検・評価結果活用方法について、定期的に見直し、その改善に努めている。

しかし上記の報告書は、あくまでも内部評価であって、学外者に検証に加わってもらう本来の外部評価が必要である。現在のところ本学各研究科は、認証評価機関による公的な認証を受けることが、外部評価の代替機能を果たしていると言える。

法務研究科

(1) 自己点検・評価

ア 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

法務研究科にあつては、全学的な規程である「東北学院大学点検・評価に関する規程」（平成 17 [2005] 年 5 月制定）第 18 条により、同研究科の特殊性に配慮し、同研究科独自の規程等の必要が確認されていたところ、平成 18 (2006) 年秋に「法務研究科点検・評価に関する規程」として制定された。同研究科には、専任教員全員をもって、法務研究科点検・評価委員会が置かれ、2 年又は 3 年ごとに点検・評価を実施することを定める（上記規程第 6 条）とともに、その点検・評価の具体的項目を同規程別表として整備した。

法務研究科にあつては、平成 18 (2006) 年度中は、全学的な自己点検の中で、その一部の部局として作業を行うが、同時に、同年度中に組織編制等の準備を行い、独自の規程にもとづく自己点検・評価を平成 19 (2007) 年度より本格的に開始する。

独自の規程に定められたシステムは、研究科長を委員長として、上記のとおり全専任教員を委員会のメンバーとする反面、組織の機動性をたかめるため FD 推進委員会等の専門委員会（上記規程第 8 条）を置くこととし、その活動上の有効性を確保するよう配慮をしている。

イ 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

法務研究科にあつては、前項アに記述したとおり、予定された平成 19 (2007) 年度以降の本格的自己点検・評価は、平成 20 (2008) 年度実施予定の認証評価団体による認証評価につながる。こうした展望のあることは、自己点検の活動結果を将来の発展に向けた改善・改革を行われる動機付けとなる。つまり、認証評価の判断を待つまでもなく、自己点検等の結果が判明した時点で、その問題点を自主的に改める予定となっている。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

ア 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

法務研究科にあつては、(1) イに書いたとおり、認証評価団体の評価を受けることが、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保する効果を持つものと考えているが、なお、この認証評価団体のほか、さらに他の外部評価の導入についても検討中である。